

資格・実務・総合

ADRの現場から

151 不動産会社が知つておくべきトラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟でもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

日本不動産仲裁機構には、置工事とは直接は関係ないも日々、消費者からADRを見据えたトラブル相談が寄せられています。今回は、消費者から寄せられたADR相談事例について紹介いたします。A氏は太陽光発電事業者に工事前に屋根の状態の確認調査を行い、設置に適するようであればそのまま設置し、問題があれば必要な処置を提案します。A氏は太陽光発電事業者に発電設備を設置してもらつたのですが、設置工事の10カ月後から雨漏りをするようになつたため調査をしたところ、屋根の防水シート上に大きな亀裂があることが分かりました。当該亀裂は設備設置以前の物であり、雨漏りの原因は設備設

日本不動産仲裁機構

応をしてもらいたい特に騒音はないと言つていたいと考えました。売主と話し合いの場を持ち、次は、隣人の騒音に悩むB氏の相

談です。中古マンションを購入してすぐにB氏は騒音に気付きました。その件で売買仲介をしてくれた不動産会社に相談したのですが、「気にしそうですよ」と取り合つてもうせず、

音です」と

うござります。

ストレスで心療内科に通つよ

うになつてしましました。

耐えかねたB氏は隣人と話

し合いの場を持ち、音を立て

るのをやめもらうようにお

願いをし、了承してもらいま

したが、まだ音が気になつて

しまいます。そして建築事業

者に相談したところ、どうや

ら構造的な問題で、解決が難

しいことが分かりまし

いるのは、「苦労を分かつて

ほしい、伝えたい」というこ

とをして、伝えることによつ

て苦労が共有でき、和解への道筋が見えることもあります。

最後は、中古住宅を購入し

たC氏。契約時、引渡しまで

に境界の明示は実施されず、

物件状況等報告書には「境

界、越境について紛争なし」

とあります。しかし、売主の署名捺印がありま

した。リフォーム工事が開始されたタイミングで、隣人か

ら隣が越境しているから直し

てほしいと言われ、初めてこ

のことを知りました。この件

について売主、仲介業者に相

談したが取り合つてくれない

という状況。隣の工事費をC

氏が単独で支払つことにどう

しても納得できないため売

主、仲介業者にも負担してほ

しいと考えています。

ADRを見据えたトラブル

相談をする方に多く共通して

いるのは、「苦労を分かつて

ほしい、伝えたい」というこ

とをして、伝えることによつ

て苦労が共有でき、和解への

道筋が見えることもあります。

（3524）3013

●法務大臣認証ADR機関